

【地方行政関係】

1 地方公務員の定年引上げに係る制度移行について

令和5年度から施行された地方公務員の定年年齢の引上げにあたり、地方の財政負担が生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じること。特に、定年年齢の引上げ期間中も行政サービスを将来にわたり安定的に提供できる体制を確保する観点から、真に必要な規模の新規採用を計画的に継続するために、人件費が増加する場合等においても、地方財政措置を講じること。

2 会計年度任用職員制度の運用について

会計年度任用職員制度の運用に必要となる財政需要については、各地方公共団体の実情を踏まえ、所要額について地方財政措置を講じること。特に、令和6年度から施行された勤勉手当の支給に当たっては、地方の財政負担が生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じること。

また、地方公共団体によって、直面している行政課題や行政ニーズは様々であることから、地方の実情に応じた柔軟な運用が可能となるよう、不断に制度の検討を行うこと。併せて、制度の適切な運用に資する技術的な支援を継続して行うこと。

3 統一的な基準による地方公会計の運用及び公営企業会計の適用の推進について

地方公会計については、平成27年1月総務大臣名の「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」の通知により、統一的な基準による財務書類等を全ての地方公共団体で作成し、活用を図ることとなったが、その運用については、地方公共団体の実態を踏まえ適切な支援を行うとともに、財政措置の継続を図ること。また、会計制度改革に先行して取り組んでいる地方公共団体が、これとは別に、従前と同様の財務書類等を作成・公表することについては、その創意と工夫を制約することのないよう、十分配慮すること。

さらに、地方公共団体における決算審議をより一層充実させるため、「地方自治法」など関係法令により定められている決算調書の様式緩和を行うこと。

なお、公営企業についても、平成31年1月総務大臣名の「公営企業会計の適用の更なる推進について」の通知により、公営企業会計に移行してきたところであるが、公営企業会計への移行後も、ノウハウや人材が不足する地方公共団体の負担を軽減するため、技術的な支援等必要な措置を引き続き講じるとともに、継続的な財政支援措置を講じること。

4 公金収納等事務手数料有償化等に係る地方財政措置について

- (1) 地方公共団体が指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務については、令和4年3月29日付け総務省発出の「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について（通知）」により、適正な経費負担となるような見直しを行うよう要請があり、当通知を踏まえた指定金融機関等からの経費負担（手数料有償化等）を求める動きが全国的に活発化しているところである。

令和6年10月から地方公共団体の公金の支出（給与・賞与の支給に係るものは除く。）に対して一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが定める「内国為替制度運営費」が適用されることに伴い地方公共団体が負担する経費については、新たに地方交付税措置が講じられることとされているが、地方公共団体事務の根幹である出納事務の遂行にあたって地方の財政負担が生じないよう、確実に所要の地方財政措置を講じること。

- (2) 公金取扱事務のデジタル化が喫緊の課題となっているところであるが、公金収納等事務のデジタル化による効率化・合理化のためのシステムの抜本的な改修などに必要とする経費について、所要の地方財政措置を講じること。

5 国の地方公共団体に対する補充的な指示について

地方自治法第252条の26の5の規定に基づく国の地方公共団体に対する補充的な指示が、現場の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないよう、衆・参両院の総務委員会の附帯決議（第213回国会提出閣法第31号に対するもの）を十分に踏まえ、抑制的に運用すること。具体的には、当該指示の行使に際して、国と地方公共団体が事前に適切な協議・調整を行うことができるよう、手続を明確化すること。また、目的達成のために必要最小限度の範囲となるよう、あらかじめ運用方針などを定めること。

想定外の事態に万全を期すため、今回の補充的指示権が行使される条件、想定される事態などについて可能な限り明確にし、あらかじめ、実際に指示権の影響を受ける国民に対して丁寧に説明すること。

6 地域国際化等の推進について

- (1) 多文化共生社会の実現に向けて、以下の取組を実施すること。

ア 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等において、国と地方公共団体の役割を明確にし、地方自治体等の意見を十分に聴取しながら、引き続き、その拡充を図ること。

イ 地方公共団体による外国人に対する日本語教育、生活支援や相談体制の整備・拡充などの取組に対し、各都道府県の必要額に不足が生じないよう十分な予算を確保し、継続的で十分な財政的支援を行うこと。また、外国人受入環境整備交付金について、交付申請額を確保することはもとより、外国人住民の全住民

に占める割合や窓口の対応状況を考慮するなど、地方公共団体の実情に応じて限度額区分を見直すこと。

ウ 新たに受け入れる外国人材や在留外国人等が、地域社会の一員として自立した生活を円滑に送ることができる程度の日本語能力の習得や日本社会の習慣に対する理解促進のため、外国人材等のニーズに応じた日本語学習等の機会を提供する公的な仕組みを充実すること。

エ 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」について、各都道府県の交付申請額に不足が生じないよう十分な予算を確保することはもとより、国庫補助率の引き上げや都道府県に対する地方交付税措置など、地方公共団体における財政負担を軽減するとともに、都道府県の役割の明確化及び役割に応じた体制の維持・充実に向けた永続的な地方財政措置を講じること。

オ 外国籍の子どもの就学状況を把握し、就学促進を図るために必要な法整備を行うとともに、帰国・外国人児童生徒、外国につながる児童生徒の教育や日本語及び母語の学習支援体制の整備、教材等の開発に必要な措置を早急に講じること。

とりわけ、「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」について、各都道府県の交付申請額に不足が生じないよう十分な予算を確保すること。

カ 帰国者や外国人及び外国にルーツを持つ人の雇用対策、保険・年金・医療、災害対応等の諸課題を解消する具体的な措置を早急に講じること。

とりわけ、医療分野では、地方公共団体での取組を踏まえ、国籍等にかかわらず外国人がどの地域でも利用でき、医療機関も活用しやすい医療通訳制度の導入やその代替手段となる仕組みの普及促進を図ること。

また、医療保険の適用のない外国人が受診した際の医療費の未払問題など外国人を受け入れることに伴う様々な課題については、国が主体的に対策を講じること。

キ 災害時に外国人支援を行う人材の養成等を早急に推進すること。また、地震、台風、感染症、家畜伝染病などといった各種の情報について、「やさしい日本語」及び多言語で提供するなど、外国人が必要な情報にアクセスできる環境整備の充実を図ること。特に、広域で発生した有事の際には、国において、統一された必要な情報を、「やさしい日本語」をベースに少数言語も含め多言語で迅速に発信するとともに、24時間相談対応が可能となるよう体制整備を図ること。

(2) 在外被爆者に対する援護については、在外被爆者は国内とは医療制度が異なる様々な国や地域に居住していることから、引き続きその実情を踏まえて検討し、必要な改善を行うとともに、在外公館等において高齢化が進む被爆者支援の強化を行うこと。

(3) 来日外国人の不法滞在・不法就労等に対する取締りを一層強化するため、地方警察官の増員を図ること。また、犯罪を犯した外国人に対する「犯罪人引渡条約」や「刑事共助条約（協定）」の締結相手国の拡大を図ること。

(4) 法定受託事務として都道府県が行っている国内の一般旅券発給事務については本来国の事務であることや、既に全国の半数以上の市町村に旅券事務の一部が移譲され、住民に身近な窓口が開設されている実態を踏まえ、申請者の利便性の向上や旅券窓口の事務負担の軽減が図られるよう、次のとおり対応すること。

ア マイナポータル、領事業務情報システム及びこれらの連携により提供される旅券の電子申請において顕在化している問題点について、都道府県・市町村（以

下、都道府県等）の実態を把握し、十分に意見を聴取した上で、真に利用者の利便性向上及び都道府県等の業務効率化に資するものとなるよう、システムの改修や職権による修正等の運用の見直し等を早急に行い、問題の解消を図ること。

イ 令和6年度中の開始が予定されている居所申請者による電子申請については、居所申請者及び都道府県等の双方にとって効率的な制度設計及びシステム改修を行うこと。また、書面による居所申請についても、既に住所地で申請していた場合の取下げ手続き等において、他の都道府県等との連絡調整が必要となっている実態を踏まえ、電子申請の運用と合わせて効率的な制度となるよう見直すこと。

ウ 都道府県等では、マイナポータルからの申請者の操作画面を共有できず、問い合わせに対応できないため、国においてマイナポータル画面操作専用のコールセンターを整備し、すべての申請者の問い合わせに一元的に対応すること。

エ 令和5年6月9日付け国策定の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(P92)に基づき、外務省において電子申請と書面による申請との手数料の差別化の検討が行われているが電子申請に係る事務が書面による申請に係る事務より時間や人員を要し負担が大きい実情を踏まえ、国において電子申請開始後の都道府県等の事務の実態を把握し、都道府県等の意見を十分に聴取しながら進めること。

特に、上記アの問題が解消されていない現状では電子申請に係る手数料を引き下げるとする手数料の差別化を拙速に行わないこと。

オ 令和6年度から予定されている国立印刷局での旅券の集中作成方式導入に当たっては、旅券発給の標準処理期間が長くなることなど、国の責任において国民に十分周知すること。

カ 電子申請に係るシステム改修費や消耗品、紙申請用申請書の不足が生じないよう国の責任において予算を確保すること。